

石木ダム 国が事業認定

強制収用迫られる決断

地権者との交渉が難航するなどして未着工だった石木ダム（川棚町）について、国が6日、強制収用の前提となる事業認定をした。県と佐世保市は、移転を拒み続ける13世帯に対して強制収用に踏み切るのか。県収用委員会への申請期限は認定から原則1年で、県と市は決断を迫られる。

地権者「土地離れぬ」

この日、県庁で取材に応じた中村法道知事は「（事業認定の）告知がひとつの転機になりうる」と「国のお墨付き」を背景に地権者と交渉する考えを示す一方、「強制収用も選択肢としてはありうる」と述べ、可能性を排除しなかった。佐世保市の朝長剛朗市長も「強制収用は法律で認められている」と述べ、知事と歩調を合わせた。国土交通省九州地方整備局が3日に開いた公聴会では、県の担当者が「（強制収用は）現時点では考えていない」と説明したが、認定を受けて同トップが臨み込んだ。



石木ダムの事業認定を歓迎した中村法道知事＝県庁

国は事業認定を先立ち、土地収用の必要性について検討する国の社会資本整備推進会議公共用地分科会が開かれた。6月7日に委員8人が議論し「事業認定すべきであるとする九州地方整備局長の判断を相当と認める」と議決していた。同整備局長が6日、議事の要旨を発表した。

水需要、懐疑的意見も

国は「水需要」を理由に、土地収用の必要性について検討する国の社会資本整備推進会議公共用地分科会が開かれた。6月7日に委員8人が議論し「事業認定すべきであるとする九州地方整備局長の判断を相当と認める」と議決していた。同整備局長が6日、議事の要旨を発表した。

国は「水需要」を理由に、土地収用の必要性について検討する国の社会資本整備推進会議公共用地分科会が開かれた。6月7日に委員8人が議論し「事業認定すべきであるとする九州地方整備局長の判断を相当と認める」と議決していた。同整備局長が6日、議事の要旨を発表した。

（上田博、井口理恵）

意図は国は、炭谷益さん（但し）も「強制的な土地収用（認定）は「事業認定されたからといって、この土地を離れざるを得ない」と語る。一部の地権者は、事業認定の取り消しを求める行政訴訟も視野に入れ始めた。松本美智恵さん

ただ、要旨によると、審議では「自治体が除去に見積もった水需要が実態と乖離し、時政処理に困っている例も見られる」と、佐世保市の将来の水需要を疑問視する意見があった。用地買収が進んでいないことに懸念を示す意見も出ている。同整備局長は、こうした意見に対しては佐世保市の計画を改めて説明するなどして、「最終的には委員の納得が得られた」と説明して